

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 政策総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 条 例

- 条例第16号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 ……(国民健康保険課) …2

### 告 示

- 告示第71号 令和2年5月宇治市議会臨時会の招集  
 ……(政策総務課) …2
- 告示第84号 指定代理納付者の指定 ……(経営戦略課) …2
- 告示第85号 市道路線の認定 ……(建設総務課) …2
- 告示第86号 市道路線の区域の決定 ……(建設総務課) …3
- 告示第87号 市道路線の供用の開始 ……(建設総務課) …3
- 告示第88号 市道路線の廃止 ……(建設総務課) …3

### 公 告

- 公告第12号 南宇治中学校ライフライン改修他建築工事に係る  
 条件付一般競争入札 ……(契約課) …3
- 公告第13号 南宇治中学校ライフライン改修他機械工事に係る  
 条件付一般競争入札 ……(契約課) …5
- 公告第14号 南宇治中学校ライフライン改修他電気工事に係る  
 条件付一般競争入札 ……(契約課) …7
- 公告第15号 北横島小学校ライフライン改修他建築工事に係る  
 条件付一般競争入札 ……(契約課) …10
- 公告第16号 北横島小学校ライフライン改修他機械工事に係る  
 条件付一般競争入札 ……(契約課) …12
- 公告第17号 北横島小学校ライフライン改修他電気工事に係る  
 条件付一般競争入札 ……(契約課) …14
- 公告第18号 笠取小学校ライフライン改修他工事に係る条件付  
 一般競争入札 ……(契約課) …16
- 公告第19号 開閉連面整備(石塚その9)管渠建設工事に係る  
 条件付一般競争入札 ……(契約課) …18
- 公告第20号 うじ安心館空調機器改修工事に係る条件付一般競  
 争入札 ……(契約課) …20
- 公告第22号 予防接種の実施 ……(健康生きがい課) …23
- 公告第23号 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る  
 一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造  
 の認定 ……(建築指導課) …27

### 教 育 委 員 会

- 告示第7号 教育委員会の招集 ……27

### 公 平 委 員 会

- 告示第1号 職員団体の登録 ……27
- 告示第2号 職員団体の登録 ……27

### 公 営 企 業

- 公告第14号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更  
 ……27
- 公告第15号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 ……27

条例

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年4月16日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第16号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

4 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（当該額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（当該額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（当該額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（当該額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を超えるときは、その額とする。

6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けすることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

9 前項の規定により支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

（揭示済）

告示

宇治市告示第71号

令和2年5月宇治市議会臨時会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年5月宇治市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和2年4月28日

宇治市長 山本 正

- 1 期 日 令和2年5月1日
2 場 所 宇治市議場
3 付議事件 令和2年度宇治市一般会計補正予算（第2号）について
専決処分の承認を求めるについて

（揭示済）

宇治市告示第84号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

令和2年5月15日

宇治市長 山本 正

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
京銀カードサービス株式会社
京都府京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京都クレジットサービス株式会社
京都府京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
株式会社トラストバンク
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
2 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金
3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

宇治市告示第85号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設給務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年5月15日から14日間

令和2年5月15日

宇治市長 山本 正

Table with 4 columns: 路線名, 起終, 点, 重要な経過地

**公 告**

神明110号線	神明石塚47番地の10 神明石塚45番地の14	
横島町222号線	横島町北内49番地の34先 横島町北内66番地の11	

**宇治市告示第86号**

市道路線の区域の決定について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。  
 その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。  
 縦覧期間 令和2年5月15日から14日間  
 令和2年5月15日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
神明110号線	神明石塚47番地の10	6.0	96.7	
	神明石塚45番地の14	~18.0		
横島町222号線	横島町北内49番地の34先	6.0	87.2	
	横島町北内66番地の11	~12.2		

**宇治市告示第87号**

市道路線の供用の開始について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。  
 その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。  
 縦覧期間 令和2年5月15日から14日間  
 令和2年5月15日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
神明110号線	神明石塚47番地の10 神明石塚45番地の14	令和2年5月15日
横島町222号線	横島町北内49番地の34先 横島町北内66番地の11	令和2年5月15日

**宇治市告示第88号**

市道路線の廃止について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。  
 その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。  
 縦覧期間 令和2年5月15日から14日間  
 令和2年5月15日

宇治市長 山本 正

路線名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考
横島町150号線	横島町郡45番地の1 横島町吹前18番地の3		一部廃止

**宇治市公告第12号**

南宇治中学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付一般競争入札について  
 南宇治中学校ライフライン改修他建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。  
 なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事です。  
 令和2年4月24日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 南宇治中学校ライフライン改修他建築工事
  - (2) 工事場所 宇治市大久保町平成31番地の5
  - (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
    - ・建物概要
      - 規模構造 鉄筋コンクリート造 4階建て
      - 鉄骨造 2階建て
      - 建築面積 3,426.66㎡
      - 延床面積 7,689.69㎡
    - ・ライフライン改修に伴う建築工事 一式
      - 設備機器及び配管改修に伴う意匠改修
      - 外構工事及び受水槽基礎
    - ・便所改修に伴う建築工事 一式
      - 南校舎生徒用便所(1~4階)
      - 北校舎生徒用便所(1~4階)
      - 西校舎職員便所(2階)
    - ・上記改修に伴う仮設便所新設及び撤去工事 一式
    - ・上記改修に伴う解体撤去処分工事 一式
  - (4) 工 種 建築一式工事
  - (5) 工事期間 契約日から令和3年2月2日まで 237日間
  - (6) そ の 他 「南宇治中学校ライフライン改修他建築工事」、「南宇治中学校ライフライン改修他機械工事」及び「南宇治中学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。  
 なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
  - (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

### 3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

### 4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年4月30日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年4月30日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和2年5月19日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年6月3日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年5月20日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和2年5月26日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

令和2年6月2日 午前9時から午後6時まで  
 令和2年6月3日 午前9時から午後2時まで

（2）開札日時

令和2年6月4日 午前10時から

8 入札書の提出方法

（1）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（2）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

（1）本公告に示した入札に参加するに必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加するに必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（2）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（α値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（α値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

（1）前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

（2）部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

（1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（3）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（4）新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第13号

南宇治中学校ライフライン改修他機械工事に係る条件付一般競争入札について

南宇治中学校ライフライン改修他機械工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和2年4月24日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

（1）工事名 南宇治中学校ライフライン改修他機械工事

（2）工事場所 宇治市大久保町平盛31番地の5

（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

・建物概要

規模構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

鉄骨造 2階建て

建築面積 3,426.66㎡

延床面積 7,689.69㎡

・ライフライン改修工事に伴う機械工事

一式

受水槽、消火水槽、揚水ポンプ、消火ポンプ改修、屋内消火栓、給水管、消火管、排水管及びガス管改修

・便所改修に伴う機械工事

一式

南校舎生徒用便所（1階～4階）

北校舎生徒用便所（1階～4階）

西校舎職員便所（2階）

・仮設便所設置工事

一式

・上記改修に伴う解体撤去処分工事

一式

## (4) 工 種 管工事

(5) 工事期間 契約日から令和3年2月2日まで 237日間

(6) その他 「南宇治中学校ライフライン改修他建築工事」、「南宇治中学校ライフライン改修他機械工事」及び「南宇治中学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

## 3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

## (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調査
- ② 配置予定現場代理人調査  
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

## (3) 提出部数 1部

## 4 入札参加資格の確認手続

## (1) 確認申請書及び関係書類の配布

## ① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

## ② 配布期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年4月30日 午後2時まで

## ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

## (2) 確認申請書の提出

## ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

## ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

## ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年4月30日 午後2時まで

## (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和2年5月19日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

## (4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

## 5 設計図書の配布

## (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年6月3日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年5月20日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和2年5月26日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和2年6月2日 午前9時から午後6時まで

令和2年6月3日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和2年6月4日 午前10時20分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、126,830,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。  
なお、最低基準価格は、103,541,000円（消費税及び地方消費税相

当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治稲薗3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第14号

南宇治中学校ライフライン改修他電気工事に係る条件付一般競争入札について

南宇治中学校ライフライン改修他電気工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和2年4月24日

宇治市長 山本 正

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 南宇治中学校ライフライン改修他電気工事
- (2) 工事場所 宇治市大久保町平盛3番地の5
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
- ・建物概要
    - 規模構造 鉄筋コンクリート造 4階建て
    - 鉄骨造 2階建て
    - 建築面積 3,426.66㎡
    - 延床面積 7,689.69㎡
  - ・ライフライン改修工事に伴う電気工事 一式
    - 幹線設備
    - 弱電設備
    - 火災報知設備
    - 受水槽電気設備
  - ・便所改修工事に伴う電気設備工事 一式
    - 南校舎生徒用便所(1階～4階)
    - 北校舎生徒用便所(1階～4階)
    - 西校舎職員便所(2階)
  - ・上記改修に伴う解体撤去処分工事 一式
- (4) 工 種 電気工事
- (5) 工事期間 契約日から令和3年2月2日まで 237日間
- (6) その他 「南宇治中学校ライフライン改修他建築工事」、「南宇治中学校ライフライン改修他機械工事」及び「南宇治中学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。
- なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を電気工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23

第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における電気の総合評価値(P)が750点以上であること。

- なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
  - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

## 3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料として添付する書類
- 資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
  - ② 配置予定現場代理人調書  
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)
- (3) 提出部数 1部

## 4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
- ① 入手方法
    - ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
    - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
  - ② 配布期間
 

令和2年4月24日	午前9時から
令和2年4月30日	午後2時まで
  - ③ その他  
確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
    - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
    - なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
    - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで

及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年4月30日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和2年5月19日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年6月3日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和2年4月24日 午前9時から

令和2年5月20日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和2年5月26日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和2年6月2日 午前9時から午後6時まで

令和2年6月3日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和2年6月4日 午前10時40分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5

時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、65,241,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、52,899,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設

工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課  
郵便番号 611-8501  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地  
電話番号 0774-20-8716  
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

## 宇治市公告第15号

北横島小学校ライフライン改修他建築工事に係る条件付一般競争入札について

北横島小学校ライフライン改修他建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事です。

令和2年4月24日

宇治市長 山本 正

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 北横島小学校ライフライン改修他建築工事
- (2) 工事場所 宇治市横島町本屋敷40番地の2
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
- ・建物概要
    - 規模構造 鉄筋コンクリート造 4階建て
    - 建築面積 2,540.52㎡
    - 延床面積 5,802.43㎡
  - ・ライフライン改修に伴う建築工事 一式
    - 設備機器及び配管改修に伴う内部改修
    - 外構改修
    - 建築物基礎新設工事
  - ・便所改修に伴う建築工事 一式
    - 南棟便所（1～3階）
    - 北棟便所（1～4階）
    - 東棟便所（職員便所）
  - ・上記改修に伴う解体撤去処分 一式
- (4) 工 種 建築一式工事
- (5) 工事期間 契約日から令和3年2月26日まで 261日間
- (6) その他 「北横島小学校ライフライン改修他建築工事」、「北横島小学校ライフライン改修他機械工事」及び「北横島小学校ライフライン改修他電気工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。
- なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への

参加制限を適用する。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
  - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。
- ### 3 入札参加資格の確認
- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 資格確認資料として添付する書類
- 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 配置予定監理技術者調書
  - ② 配置予定現場代理人調書
- （配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）
- (3) 提出部数 1部
- ### 4 入札参加資格の確認手続
- (1) 確認申請書及び関係書類の配布